



# 秋田県公報

目 次

ページ

告 示

字の区域の変更(1004・市町村課).....

土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分の取消し及び新たな換地処分

(1005・都市計画課).....

道路区域の変更(1006~1009・道路課).....

公 告

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....

3

告 示

告 示

秋田県告示第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、鹿角郡小坂町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第八十九号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類

旧新別

路

線

名

区

間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
鹿角郡小坂町小坂字大石平 一、二の一、八から二まで、一四の一、一六の二、一七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	鹿角郡小坂町小坂字栃川原 川原

鹿角郡小坂町小坂字大石平  
一、二の一、八から二まで、一四の一、一六の二、一七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

鹿角郡小坂町小坂字夏  
川原

秋田県告示第十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三十三条第三項の規定により、秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行者秋田市長佐竹敬久から土地区画整理事業施行地区内の土地について換地処分の一部を取り消し、新たに平成十七年十月三十一日換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類

旧新別

路

線

名

区

間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

秋田県告示第十八号

(一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年十一月二十九日から同年十二月二十一日まで

この表において「A」と「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年十一月二十九日

(一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年十一月二十九日から同年十二月二十一日まで

この表において「A」と「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

県道		道路の種類		旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	A	B					
	神岡南外東由利線	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字藁沢一六番一 まで	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字上横渡三三番 七まで			六・〇〇~一八・〇〇	一・八二二	
B	A	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字藁沢一六番一 まで	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字上横渡三三番 七まで			一三・〇〇~七一・〇〇	一・三六一	
	神岡南外東由利線	由利本荘市東由利蔵字白山野四〇番一地先から字藁沢一六番一 まで	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字上横渡三三番 七まで			六・〇〇~一八・〇〇	一・五四四	
	七まで	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字上横渡三三番 七まで	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字上横渡三三番 七まで			一三・〇〇~七一・〇〇	一・三六一	
						一・三六一		

県道		道路の種類		旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	A	B					
	神岡南外東由利線	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字藁沢一六番一 まで	由利本荘市東由利蔵字白山野一九番一地先から字上横渡三三番 七まで			六・〇〇~一八・〇〇	一・三六一	
						一三・〇〇~七一・〇〇	一・三六一	

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 道路の区域

県道	道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		大曲大森羽後線	大仙市大曲丸の内町一一八番地先から二五番一まで	一六・〇〇～一三三・〇〇	〇・一五六
			"		一六・〇〇～一三三・〇〇	〇・一五六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

秋田県告示第千九号

## 一 道路の区域

県道	道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		富根能代線	能代市字豊祥岱一番五一七から一番五一二まで	一五・〇〇～一六・〇〇	〇・〇四九
			"		一五・〇〇～一八・〇〇	〇・〇五一

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本町泉八日土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月二十九日

## 公 告

一 退任監事の住所及び氏名  
山本郡山本町森岳字泉八日七十七番地  
" " " 十一番地  
二 就任監事の住所及び氏名  
山本郡山本町森岳字泉八日七十七番地  
" " " 十一番地安 漢  
安 藤 金 敏 稔

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本町泉八日土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月二十九日

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一號  
一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所  
者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(0186)876-6666  
FAX(0186)876-6666  
E-mail:matsubara@matsubarainansatsu.com  
株式会社松原印刷社  
松原繁雄